

市区町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標

(目標の根拠)

・本市では、防府商工会議所、(公財)やまぐち産業振興財団、市内金融機関と連携し、個別の相談、創業準備、創業後のフォローアップなどの包括的な創業支援に取り組む。

・また、新商品の開発や販路開拓については、防府商工会議所が主導となり「防府市中小企業サポートセンター」と一体で伴走的な支援を行う。

・上記の創業支援等事業者と連携して創業希望者及び創業者(以下「創業者」とする。)を支援するため、平成 26 年 5 月に創業者に対する相談窓口である「防府市創業支援センター」を開設した。

・令和元年 6 月に、これまで培ってきた体制・雰囲気をもさらに深化・醸成すべく創業相談体制の見直しを図ることとし、防府商工会議所が設置する「防府市中小企業サポートセンター」を中心とした新たな相談体制を構築することにした。

・「防府市中小企業サポートセンター」には「創業支援セクション」と「中小企業支援セクション」を置き、創業支援等は「創業支援セクション」が担当する。2つのセクションの連携により、創業啓発、創業準備、創業後の事業展開までの継続した支援をすることが可能になる。

・本市の「ワンストップ相談窓口」は「防府市中小企業サポートセンター」の「創業支援セクション」に置く。「防府市創業支援センター」は閉鎖し、新たなセンターの「創業支援セクション」にノウハウ等を引き継ぐ。

・さらに、令和 4 年 11 月に新たな創業の拠点として「防府市創業・交流センター」を整備し、「防府市中小企業サポートセンター」も本センター内に設置して、相談支援体制の強化を行うことで、創業者のネットワーク構築や事業展開拡大に向けた土壌づくりを行う。

・加えて、本センター内にレンタルオフィスやコワーキングスペース、レンタルキッチンの提供を行うことで、創業者及び創業希望者のビジネス環境、創業後の自立支援体制を整える。

・また、本市は本庁内に「創業相談窓口」を設置し、創業支援の全体像を理解した職員を 2 名配置する。

・令和元年度より体制を強化した「防府市中小企業サポートセンター」を中心に、支援機関の寄り添った相談体制によって、相談者の継続的な相談に繋がっており、相談件数は令和元年度以降、年々増加している。

・直近の支援機関全体の相談件数は、令和元年度 658 件、令和 2 年度 1045 件、令和 3 年度 801 件、令和 4 年度 928 件となっている。

・令和 4 年 11 月から新たな創業拠点の「防府市創業・交流センター」がオープンし、コワーキングスペースなども充実をしたため、相談対応だけに留まらず、創業者及び創業希望者の創業環境についても改善し、今後相談件数の増加が見込まれる。

・次期 5 か年の相談件数の目標は、直近年度実績の 1.2 倍の 1100 件とする。(市人口

の1%程度)

・支援機関全体の直近の創業者数（実数）、令和元年度 43 名、令和 2 年度 37 名、令和 3 年度 59 名、令和 4 年度 59 名で増加傾向にある。

・直近 2 年は、市内創業者数がかなり高い水準で推移しており、計画目標値を上回っていたので、直近 2 年の実績値から、次期 5 か年の創業者数の目標は 60 件とする。

（目標数）

・窓口全体の相談件数：1100 件 創業者数（実数）：60 件

### 創業支援等事業の内容及び実施方法

（1）創業支援等事業の内容

・創業支援の相談窓口を本庁内に開設する。  
・窓口では、市、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、紹介できるようにする。

<創業に必要な要素と各連携機関が担う役割>

（創業に必要な要素）

- ①. 地域資源※の活用の仕方
- ②. ターゲット市場の見つけ方
- ③. ビジネスモデルの構築の仕方
- ④. 売れる商品・サービスの作り方
- ⑤. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について
- ⑥. 資金調達
- ⑦. 事業計画書の作成
- ⑧. 許認可、手続き
- ⑨. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

※地域資源とは、防府ブランド「幸せます」、「天神鱧」、「老舗」である。

地域資源の活用を支援するため、市及び各支援機関が連携し、ネットワークの開拓方法、販路開拓方法、製品化について継続的なアドバイスを実施する。

（各連携機関が担う役割）

【防府市】窓口相談による個別相談、創業支援機関の事業内容紹介、HP 等による創業支援等事業の周知、特定創業支援等事業の紹介・認定・証明書の発行、各種支援制度の紹介（要素①②③④⑤⑥⑦⑧⑨）

【防府商工会議所】窓口相談による個別相談、「防府市中小企業サポートセンター」の運営、創業計画書のブラッシュアップ、新商品開発や販路開拓の伴走的な支援、創業塾、税理士による財務に関する相談会の実施（要素①②③④⑤⑥⑦⑧⑨）

【市内金融機関】窓口相談による個別相談、「防府市中小企業サポートセンター」への起業化アドバイザーの派遣、融資の実行（要素②③④⑤⑥⑦）

【(公財) やまぐち産業振興財団】窓口相談、よろず支援拠点による個別支援、中小企

業診断士の相談窓口派遣、国・県の創業支援制度の紹介（要素①②③④⑤⑥⑦）

【日本政策金融公庫】資金繰りの個別相談、融資の実行（要素⑥）

【山口県信用保証協会】資金繰りの個別相談、保証承諾（要素⑥）

#### <創業支援機関との連携>

・市と経営革新等支援機関である防府商工会議所、(株)山口銀行、(株)西京銀行、東山口信用金庫、(株)広島銀行、(株)もみじ銀行、萩山口信用金庫と、その他機関である(公財)やまぐち産業振興財団、日本政策金融公庫、山口県信用保証協会が、創業支援連携体制の強化を図るため、創業包括支援相互協定(以下包括協定とする。)を結ぶ。

#### <特定創業支援等事業について>

・包括協定を結んだ各支援機関が1ヶ月以上にわたり4回以上継続的に実施し、相談者のレベルに応じて、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「包括アドバイス事業」として特定創業支援等事業とし、その後も事業の進捗状況をフォローし、アドバイスする。

#### <各事業の共通事項について>

・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を防府市が把握することとし、創業者に対する個別ヒアリング、アンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。

・市は、創業カルテを本庁で厳重に保存管理し、各支援機関の相談業務に必要と認めるときには包括協定に基づいて情報共有を行う。

・各支援機関は、「包括アドバイス事業」を受けた創業者の名簿を市へ提出する。

・市は、名簿より1ヵ月以上にわたり4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓のアドバイスが受けられていることを確認した上で、特定創業支援等事業として証明書を発行する。また、市は、「包括アドバイス事業」に該当する創業者の名簿を作成し、本庁で厳重に保存管理する。

・市は、証明書を発行した者のフォローアップのため、各支援機関と共に、年に1回又は必要に応じて創業の有無や実績報告等について事後面談もしくは電話での状況確認を行う。その際、売上、資金繰り、取引先、宣伝方法、雇用人数、今後の見込み、その他気になる点を聞き、創業カルテ(証明済)に記入し、必要に応じて、創業者にアドバイスを行う。創業カルテ(証明済)は、本庁に保管し、創業者ごとにデータ管理を行う。さらに、販路拡大支援制度など創業者が該当する場合には、積極的に紹介をする。

・事業計画全体において、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者には支援を行わないものとする。

#### (2) 創業支援等事業の実施方法

・市は、本庁内に創業支援担当職員を複数配置する。なお、市担当職員は、関係支援機関が実施する研修会に参加する。

・市は、HP、SNS等を活用し、創業者に対して国、県、創業支援等事業者等から提

供された最新の情報提供を行う。

**計画期間**

平成 26 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日

変更箇所（法律改正後第 12 回認定）については、令和 5 年 12 月 25 日～令和 11 年 3 月 31 日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第 12 回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-1 (個別相談)【既存】【特定創業支援等事業】

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要

(1) 氏名又は名称

- ①防府商工会議所
- ②(公財) やまぐち産業振興財団
- ③(株) 山口銀行
- ④(株) 西京銀行
- ⑤東山口信用金庫
- ⑥(株) 広島銀行
- ⑦萩山口信用金庫
- ⑧(株) もみじ銀行

(2) 住所

- ①山口県防府市八王子二丁目 8 番 9 号
- ②山口県山口市小郡令和 1 丁目 1 番 1 号
- ③山口県下関市竹崎町 4 丁目 2 番 36 号
- ④山口県周南市平和通 1 丁目 10-2
- ⑤山口県防府市天神 1-12-18
- ⑥広島県広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号
- ⑦山口県山口市道場門前一丁目 5-1
- ⑧広島県広島市中区胡町 1 番 24 号

(3) 代表者の名前

- ①防府商工会議所 会頭 羽嶋 秀一
- ②(公財) やまぐち産業振興財団 理事長 山本 謙
- ③(株) 山口銀行 取締役頭取 曾我 徳将
- ④(株) 西京銀行 代表取締役頭取 松岡 健
- ⑤東山口信用金庫 理事長 松原 正雄
- ⑥(株) 広島銀行 代表取締役頭取 清宗 一男
- ⑦萩山口信用金庫 理事長 梶山 一生
- ⑧(株) もみじ銀行 取締役頭取 小田 宏史

(4) 連絡先

- ①TEL : 0835-22-4352、FAX : 0835-22-4763、担当者 山本 進 (経営指導員)
- ②TEL : 083-902-3711、FAX : 083-902-9010、担当者 藤山 達雄
- ③TEL : 0835-22-3000、FAX : 0835-23-6062、担当者 水津 英男
- ④TEL : 0835-22-0651、FAX : 0835-21-8143、担当者 山田 昇平
- ⑤TEL : 0835-23-2323、FAX : 0835-23-2327、担当者 奥平 泰丈
- ⑥TEL : 0835-22-2461、FAX : 0835-24-2251、担当者 村上 美弘
- ⑦TEL : 0835-23-5150、FAX : 0835-23-5114、担当者 田渕 祥高
- ⑧TEL : 0835-22-2424、FAX : 0835-23-5971、担当者 埴 猛

## 創業支援等事業の目標

(目標の根拠) (目標)

別表 1-1 に記載。

## 創業支援等事業の内容及び実施方法

### (1) 創業支援等事業の内容

・相談受付を行う場合には、創業カルテと同一様式の受付表を設置し、創業者が受付表を記入後、支援機関の担当職員が調整し、個別のアドバイスをを行う。主に、経営、財務、人材育成、販路開拓の観点から相談者のレベルに応じてアドバイスをを行い、創業実現に向けて事業計画、収支計画のブラッシュアップを行う。

・「防府市中小企業サポートセンター」において、創業者の相談内容が、防府商工会議所、(公財)やまぐち産業振興財団及び市内金融機関による専門的な指導が必要と判断されたものについては、適任の支援機関を紹介し専門的な相談業務を行う。

### <特定創業支援等事業について>

・相談業務のうち、包括協定を結んだ各支援機関が1ヶ月以上にわたり4回以上継続的に実施し、相談者のレベルに応じて、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「包括アドバイス事業」として特定創業支援等事業とし、その後も事業の進捗状況をフォローし、アドバイスする。

### (2) 創業支援等事業の実施方法

・各支援機関は、創業の相談業務にあたるときは、相談者に受付表へ記入してもらい、相談者が不安に感じていることや知識が充分でないところにおいて重点的に指導を行う。

・各支援機関は、「防府市中小企業サポートセンター」より相談業務依頼があった場合には、日程調整の上、担当の相談員を決めて対応する。

・市は、各支援機関の相談業務に必要と認めるときには包括協定に基づいて情報共有を行う。

・各支援機関は、必要に応じて市に対して創業者に対する助成制度の説明を求める。

・各支援機関に集まった受付表のデータは、定期的に市へ提出し、市は、各支援機関別にデータを創業カルテとして保管し、厳重に管理する。

・各支援機関は、1ヶ月以上にわたり4回以上、創業者に対して経営、財務、人材育成、販路開拓の相談業務を行い、知識・能力が十分に達したと判断した場合には、特定創業支援等事業として「包括アドバイス事業」を受けた者とする。

・各支援機関は、「包括アドバイス事業」を受けた創業者の氏名、住所、連絡先、相談内容、指導内容、日付を記載した名簿を市へ提出する。ただし、商工会議所において「包括アドバイス事業」を受けた者は、名簿とともに経営指導証明書を発行し、市へ提出する。証明書には、氏名、住所、指導期間、指導回数、指導内容、新規出店予定業種、新規出店名(予定)を記載しているものとする。

・市及び各支援機関は、「包括アドバイス事業」を受けた創業者に対しては、創業実現に向けて支援制度紹介などさらなるバックアップを行う。

・市及び各支援機関は、証明書を発行した者に対し、年に1回もしくは必要と認められるときに市と共にヒアリングを行う。また、そのヒアリングをもとに経営状態を把握し、必要に応じて相談業務を行う。

#### 計画期間

平成26年4月1日から令和11年3月31日

変更箇所（法律改正後第12回認定）については、令和5年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-3 (創業塾)【既存】【特定創業支援等事業】

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 防府商工会議所</p> <p>(2) 住所 山口県防府市八王子二丁目 8 番 9 号</p> <p>(3) 代表者の名前 防府商工会議所 会頭 羽嶋 秀一</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 0835-22-4352、FAX : 0835-22-4763、担当者 山本進 (経営指導員)</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と商工会議所との共催による「創業塾」を実施する。「創業塾」では、創業に対する基本的な知識から、事業計画の作成方法、帳簿のつけ方についての講義や、各種補助金や公的融資制度の紹介などを行う。</li> <li>・年 2 回 24 時間程度のコースで開催し、同事業の実績と同程度の 1 回につき 30 名程度を対象とする。</li> <li>・創業塾を受けて創業を行う者は、同事業の実績が 2 割程度であることから、これと同程度となる創業塾受講数の 2 割について 1 年以内に創業を達成し、年間 12 件の創業実現を目標とする。</li> </ul> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援対象者数 : 60 名 創業者数 : 12 人 (別表 1-1 の内数)</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年 2 回を目安に開催することとし、以下のテーマについて中小企業診断士の講義を実施する。この講義のうち、1 月以上、4 回以上にわたり 4 つの知識 (経営、財務、人材育成、販路開拓) が身につく☆のついている講義を受ける事業を特定創業支援等事業とし、創業後においても各支援機関による事業のフォローアップを行う。</li> <li>・創業塾 (24 時間コース)</li> </ul> <p>経営に関する講義 : 事業計画書の策定について、創業に必要な手続きについて (☆)</p> <p>財務に関する講義 : 運営に必要な税務・経理知識について (☆)</p> <p>人材育成に関する講義 : 事業コンセプトの検討 (☆)</p> <p>販売方法に関する講義 : 販路開拓について (☆)</p> <p>その他 : 創業のための各種支援制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業塾受講者を対象に交流会を開き、受講者同士のネットワークを築けるよう取り計らう。</li> <li>・創業塾を受けた後、さらに具体的な話を希望する場合には、商工会議所、専門家、市担当職員が相談を聞き、適切にアドバイスを行う。</li> </ul>



## (2) 創業支援等事業の実施方法

- ・市と商工会議所は、創業塾を共催する。
- ・創業塾は、防府市創業・交流センターもしくは商工会議所の会議室等で実施し、日程調整、資料の準備等の事務手続き及び会場の設置、受付等については、市と協議の上で、商工会議所が行う。また、カリキュラムの設定、専門家の手配等についても、市と協議の上で、商工会議所が行う。
- ・市は、創業塾の開催にあたって、市のHP市広報等で広報活動を行う。
- ・創業塾の受講申込は、FAX、もしくは電話等で受ける。申込みには氏名、住所、勤務先、連絡先を記載する欄を設ける。
- ・商工会議所は、創業塾を受講した者で、担当者が経営、財務、人材育成、販路開拓の4つのメニューを中心に知識・能力が十分に達したと判断した場合には、「特定創業支援等事業」を受けた者として、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後直ちに市へ提出する。商工会議所は、創業塾を4つの知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）が身につく☆のついている講義を受講した創業者に対し、修了証明書を発行する。市は、創業者に対し、特定創業支援等事業として証明書を発行する。なお、その確認は、商工会議所が発行する修了証明書および創業塾受講名簿により行う。また、創業者の名簿を本庁で厳重に保管し、データ管理する。
- ・防府商工会議所は、証明書を発行した者に対し、年に1回もしくは必要と認められるときに市と共にヒアリングを行う。また、そのヒアリングをもとに経営状態を把握し、必要に応じて相談業務を行う。
- ・証明を発行していない者についても、創業後、必要に応じて各支援機関より経営、財務、人材育成、販路開拓における相談業務を継続して実施する。
- ・市は、本庁に特定創業支援等事業を受けた者の名簿と創業カルテの名簿を区別して厳重に保管し、データ管理を行う。

### 計画期間

平成26年4月1日から令和11年3月31日

変更箇所（法律改正後第12回認定）については、令和5年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-5 (ワンストップ相談窓口)【既存】【特定創業支援等事業】

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 防府商工会議所</p> <p>(2) 住所 山口県防府市八王子二丁目 8 番 9 号</p> <p>(3) 代表者の名前 防府商工会議所 会頭 羽嶋 秀一</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 0835-22-4352、FAX : 0835-22-4763、担当者 山本進 (経営指導員)</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠) (目標) 別表 1-1 に記載。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援のワンストップ窓口である「防府市中小企業サポートセンター」の「創業支援セクション」を開設する。「創業支援セクション」には、専門の相談員を 1 名配置する。</li> <li>・「防府市中小企業サポートセンター」の「創業支援セクション」では、市内で創業したい又は既に創業した個人・法人を対象にそれぞれが抱える経営戦略、販路拡大戦略、新商品開発及びPR等の様々な課題に対して、専門相談員が個別ヒアリングを行い、改善策や対応策を助言する。さらに、内容に応じて、商工会議所、(公財)やまぐち産業振興財団、市内金融機関等の創業者に必要なノウハウを有する適切な相談機関を紹介し、創業者にとって最適な助言を受けられるようにする。</li> <li>・「創業支援セクション」の相談において、1 ヶ月以上にわたり 4 回以上継続的に実施し、相談者のレベルに応じて、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「包括アドバイス事業」として特定創業支援等事業とし、その後も事業の進捗状況をフォローし、アドバイスする。</li> <li>・「防府市中小企業サポートセンター」には情報発信の専門員を配置し、市、県、国の支援施策をまとめ、創業者を含めた中小企業経営者に対し効果的な発信を行う。</li> <li>・情報発信の専門員は、HP、SNS、チラシ等を活用し「防府市中小企業サポートセンター」の広告宣伝活動を行う。</li> </ul> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「創業支援セクション」では、創業の相談業務にあたる時は、相談者に創業カルテと同一様式の受付表へ記入してもらい、相談者が不安に感じていることや知識が充分でないところにおいて重点的に指導を行う。</li> <li>・「防府市中小企業サポートセンター」の「創業支援セクション」に集まった受付表のデータは、定期的に市へ提出する。市は、データを創業カルテとして保管し、厳重に管理する。</li> </ul>

・「創業支援セクション」の相談において、1 ヶ月以上にわたり 4 回以上、創業者に対して経営、財務、人材育成、販路開拓の相談業務を行い、知識・能力が十分に達したと判断した場合には、特定創業支援等事業として「包括アドバイス事業」を受けた者とする。

・「防府市中小企業サポートセンター」の「創業支援セクション」は、「包括アドバイス事業」を受けた創業者の氏名、住所、連絡先、相談内容、指導内容、日付を記載した名簿を市へ提出する。

・市及び「防府市中小企業サポートセンター」の「創業支援セクション」は、「包括アドバイス事業」を受けた創業者に対しては、創業実現に向けて支援制度紹介などさらなるバックアップを行う。

・市及び「防府市中小企業サポートセンター」の「創業支援セクション」は、証明書を発行した者に対し、年に 1 回もしくは必要と認められるときに市と共にヒアリングを行う。また、そのヒアリングをもとに経営状態を把握し、必要に応じて相談業務を行う。

・市は、防府商工会議所が運営する「防府市中小企業サポートセンター」に対し、財政的な支援を行う。

・市は、「防府市中小企業サポートセンター」を市の HP、市広報等で広報する。

#### 計画期間

平成 30 年 12 月 26 日から令和 11 年 3 月 31 日

変更箇所（法律改正後第 12 回認定）については、令和 5 年 12 月 25 日～令和 6 年 3 月 31 日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第 12 回認定日以降の申請が対象となる。